

宗像市 PFS を活用した特定健診受診率向上事業業務委託  
公募型プロポーザル募集要領

1. 事業の趣旨・目的

成果連動型民間委託契約方式（以下、PFS）により特定健診受診率を効率的・効果的に向上させ、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸・医療費の適正化を目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

宗像市 PFS を活用した特定健診受診率向上事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「宗像市 PFS を活用した特定健診受診率向上事業成果水準書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 支払上限額（税込）

令和 7 年度	固定部分	7,225,000 円	成果連動部分	0 円
令和 8 年度	固定部分	7,225,000 円	成果連動部分	7,005,000 円
令和 9 年度	固定部分	7,225,000 円	成果連動部分	7,005,000 円
令和 10 年度	固定部分	0 円	成果連動部分	7,005,000 円

3. プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において、次にあげる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者

(5) 法人であって、その役員が(4)に該当しない者

- (6) 令和6年11月1日時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (7) 特定健診（又はがん検診）受診率向上事業について、過去に官公庁において履行完了した実績のあること
- (8) 宗像市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること

#### 4. 参加手続き

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
  - 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
  - 宗像市健康福祉部健康課
  - 電話 0940-36-1187
  - FAX 0940-37-3046
  - メールアドレス [kenkou@city.munakata.lg.jp](mailto:kenkou@city.munakata.lg.jp)
- (2) 募集要領等の公告期間
  - ① 配布期間：令和6年11月8日～令和6年11月29日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで）
  - ② 公告方法  
上記（1）の担当部署で配布するほか、宗像市公式ホームページからダウンロード可。  
※ 宗像市公式ホームページアドレス <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「契約・入札情報」 → 「プロポーザル案件」
- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法
  - ① 提出期限：令和6年11月29日午後5時必着  
※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
  - ② 提出場所：（1）に同じ。
  - ③ 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで）  
又は郵送（郵便書留に限る）

#### 5. 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和6年11月15日午後5時必着
- (2) 質疑方法：質疑書（様式3）によりメールにて送信すること。
- (3) 回答方法：令和6年11月20日午後5時までに、質問者に電子メールにて回答し、市公式ホームページに質問内容及び回答内容を公開する。

## 6. 応募書類

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1） 1部
- イ 企画提案書 7部
- ウ 履行実績のわかる書類（任意様式） 7部
- エ 見積書（単年金額及び総額） 7部

成果水準書及び企画提案書に基づいた各経費の内訳及び積算根拠を記載し、消費税及び地方消費税を含んだ金額を明記すること

### (2) 企画提案書の作成方法

A4用紙15ページ以内とする。

### (3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 7. 参加資格の確認通知について

(1) 参加資格の有無については4(3)で示す提出期限から7日以内に各申込者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 期限までに必要書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、プレゼンテーションに参加することができない。なお、参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等参加資格がないと認められる者は、当該参加資格を取り消す。

## 8. 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

### (2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、令和6年12月11日にプレゼンテーションを実施する。時間、場所、持ち時間等については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて宗像市 PFS を活用した特定健診受診率向上事業プロポーザル方式選考委員会（以下、選考委員会）が評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点の平均が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、選考委員会の協議により選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点の平均が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった者

エ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

9. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後に次に掲げる項目において、担当課にて閲覧に供するものとする。併せて市公式ホームページに公開する。

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、総合点の平均

10. 契約手続き

(1) 候補者と宗像市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第46条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、成果水準書に定めるとおりとする。

(4) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

(5) 選定された候補者が契約締結日までに宗像市指名停止の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合においては、契約を締結しない。なお、この場合においても、次順位者を候補者とする。

1 1. その他

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式2）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 応募書類を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 応募書類を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 応募書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。